

ダイワのネットローンに関する契約締結前交付書面

(この書面は、貸金業法第16条の2第2項の規定によりお渡しするものです。)

本サービスは、大和証券株式会社(以下、「当社」という。)に総合取引口座を開設し、ダイワのネットローン基本取引約定書に同意したお客様にご提供する極度貸付取引です。この書面には、本サービスをお申込みいただく上での留意点が記載されております。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

1. 貸金業者の商号など

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
関東財務局長(4)第01412号

2. 極度額

(1) 極度額は30,000,000円とします。当社はおお客様の申出により極度額を見直すことがあります。

(2) 借入上限額は、当社がお客様に貸し付けることができる金額(貸付元金に組み入れられる利息相当額を含みます。)で、担保有価証券等の評価額に応じて日々変動します。お客様は、借入上限額の範囲内で繰り返しお借入れの申込みをしていただくことができます。

(3) 借入上限額は次のいずれか小さい額とします。

① 担保となる大和証券の総合取引口座の有価証券の前営業日の時価×有価証券毎の担保掛目×極度掛目

② 極度額

(4) 上記(3)の担保掛目は、国内上場株式の場合は50%、海外上場株式(海外ETF及び海外REITを含みます。)は40%、国債、政府保証債は80%、地方債、金融債(法的に社債の性質を有するものに限られます。)、電力債等(法的に社債の性質を有するものに限られます。)は80%、社債、円建外債(国債、地方債、政府保証債、社債の性質を有するものに限られます。)、外貨建債券(国債、地方債、政府保証債、社債の性質を有するものに限られます。)は60%、投資信託(海外ETF及び海外REITを除きます。)は60%とします。

(5) 上記(3)の極度掛目は、100%とします。

(6) 国内上場株式の発行済株式総数の1%以上を担保として評価しておりません。また、当社でお預かりしている有価証券でも担保として評価できない銘柄もあります。国内上場株式では、監理銘柄・整理銘柄、債務超過、継続企業の前提に関する注記のある企業等が該当します。これらの銘柄は、「担保評価対象外銘柄」として当社ホームページ(<http://www.daiwa.jp>)で公表しております。投資信託では、MRF、MMF、中期国債ファンドや解約制限のある一部銘柄等は担保として評価しておりません。

(7) 極度額及び借入上限額は、当社のローンサポートセンター(TEL 0120-456892 平日9:00~18:00)までお気軽にお問合せください。

3. 貸付の利率

実質年率 2.83%~2.84%

4. 返済の方式

自由返済方式(随時返済)。

5. 契約期間内の返済期間や返済回数はおお客様により異なります。

6. 賠償の予定

お客様が返済を遅延した場合には、その遅延した金額に対し、また、期限の利益を喪失した場合には、その支払うべき金額に対し、それぞれその期限の翌日から完済される日まで年率14.0%(年365日の日割計算)の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。

7. 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

お客様に対する権利の行使又は保全に要した費用及びお客様の振込費用は、お客様の負担とします。

8. 利息の計算方法

貸付金の利息の計算は、貸付の日から返済の日まで(両端計算)、年365日の日割計算によって行います。なお、毎月25日(休業日の時は翌営業日)に利息を貸付元金に組み入れます。

9. 返済の方法及び返済を受ける場所

(1) お客様は、基本契約の終了日には貸付元利金の全部をお支払いいただきますが、基本契約の期間内であれば、いつでも貸付元利金の全部又は一部の返済をすることができます。ただし、1回の返済額は、原則として10万円以上1円単位とします。

(2) ご返済は、次のいずれかの方法によって行っていただきます。なお、振込に係る費用は、お客様のご負担とします。

① 当社指定の金融機関口座にお振込みいただく方法

② お客様がご返済の通知をして、当社の総合取引口座で保管又は管理する担保有価証券等の売却代金又は金銭で返済いただく方法

く方法

(3) 返済日は、上記口座(②)①の場合には当社指定の金融機関の預金口座、②の場合にはお客様の総合取引口座を意味します。)において資金化した日とします。

(4) お客様がご返済を行うときは、その前営業日の午後5時までに、電話、電磁的方法その他当社が適当と認める方法にてご連絡ください。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

(5) お客様が貸付元金を完済する場合には、完済する日までの利息を併せてお支払いいただきます。

(6) 基本契約の期間は、基本契約締結の日(ただし、初日を含みます。)から6か月後の応当日までとします。契約期間中にお客様から特段の申出がない場合には、基本契約締結の日の6か月ごとの応当日までさらに期間が延長されるものとし、以後もまた同様とします。ただし、当社がお客様に対し、各応当日の1か月前までに別段の通知をしたときは、各応当日をもって契約は終了します。なお、期間満了による契約の終了日が休日の場合には、翌営業日に基本契約は終了するものとします。

(7) 次の場合は、当社は、基本契約を解除することができます。この場合、お客様に残債務があるときは、直ちにその全額を弁済していただきます。

① お客様から基本契約の解約の申出があったとき。

② お客様が期限の利益を喪失したとき。

③ お客様の極度貸付に係る貸付残高が消滅したとき。

④ 当社がやむを得ない事由により解約を申出たとき。

10. 期限の利益の喪失事由

(1) お客様について次の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。

① 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始若しくは特定調停その他これらに類する申立てがあったとき。

② 手形交換所の取引停止を受けたとき。

③ 担保有価証券等について仮差押え、仮処分、保全差押え、差押えの命令又は通知が發送されたとき。

④ 担保有価証券等に対して、名目のいかんを問わず、担保権を設定したとき(当社に対して担保権を設定した場合を除きます。)

⑤ 租税公課の支払を怠ったとき。

⑥ お客様の総合取引口座の利用が継続できなくなったとき。

⑦ 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって当社にお客様の所在が不明となったとき。

⑧ 相続の開始があったとき。

⑨ 貸付残高が借入上限額を超過し、かつ、担保不足となるおそれが著しく強いものとして当社が定める基準に達したとき。

⑩ 貸付残高が借入上限額を超過し、かつ、担保不足となるおそれが強いものとして当社が定める基準に達し、当社が相当期間を定めて是正の催告書を発信したにもかかわらず、是正されることなく当該期間を経過したとき。

(2) 以下の各号に該当する場合には、当社の請求によって当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。

① お客様が債務の一部でも履行を遅滞したとき。

② お客様が当社とのこの約定に違反したとき。

③ お客様が第1回目の不渡手形を出したとき。

④ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

11. 将来支払う返済金額の合計額

お客様が将来当社に支払う返済金額の合計額については、お借入金額を30,000,000円、貸付の利率を2.8%、お借入日数を30日間、返済回数を1回とし、16日目に元加した場合、以下の表のとおりとなっております。

お借入金額	利息	返済金額の合計額
30,000,000円(元加前)	34,520円(15日分)	
30,034,520円(元加後)	34,560円(15日分)	30,069,080円

12. 当社が契約する指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

以上